　弁護士の増田勝久です。ウ裁判官、ご報告ありがとうございます。まずは、韓国が、約10年前、イギリス、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国に先んじて倒産手続を含む民事裁判手続のデジタル化を実現されたことに、深く敬意を表します。

　私は、日本において倒産事件を比較的多く取り扱っている弁護士であり、倒産実務家の立場から、コメントをさせていただきます。

　ウ判事のご報告は多岐にわたりますが、５分という時間の関係で、IT化によりかなりの影響を受けると考えられる倒産債権者の立場を中心にコメントしたいと思います。

　ウェブ会議等による映像を利用した債権者集会等は、韓国では最近（2021年）に施行された民事訴訟法により理論上可能となったが、実際には行われていないとのことでした。日本でも、2023年改正法が施行されれば、実施することが可能となります。決議を目的としない債権者集会等においては、コストが許す限り積極的に活用することに異論はないと思われます。

しかしながら、ウ報告にもありましたように、決議を目的とする場合には、本人確認方法、議決権行使方法、通信障害発生時の措置等に問題点が残っています。さらに細かくいえば、代理人の資格、その同一性、議決権異議が出された場合の処理なども今後の課題といえると思います。この点、５種の株主総会との比較は示唆に富むものですが、バーチャル株主総会に匹敵するシステムを構築するには、人的整備を含め、さらに多大な費用と労力を要するものと考えられます。決議を目的とした再建型倒産手続における債権者集会等においては、出席の容易さもさることながら、債権者の意思形成プロセスの保障も重要であり、リアル集会が有する意思表明方法および進行の柔軟性、多くの地点と接続することによる通信障害リスクの増大等をも考慮し、ウェブ会議を利用した集会による投票と日本では従前から制度上は可能である電子投票（民再169条2項2号）またはこれとの併用（同項3号）との比較検討をすべきといえるでしょう。この関係で、韓国に電子投票を用いた書面等投票制度が存在するのか、あるとすれば、実際にどのような場面で活用されているのか、といった点もお伺いしたいと考えています。

次に、事件記録の閲覧に伴う問題点につきコメントします。債権者の立場からすると、電子化前は裁判所に行かなければ閲覧できなかった事件記録に、自社からアクセスできるという点で、事件に関する情報の入手の容易さは飛躍的に向上することとなります。日本の場合、従来は多数の債権者は手続の進行に無関心でしたが、今後は記録を閲覧しながら手続に関する意見を述べる債権者が出てくることも考えられます。のみならず、否認請求の相手方などに、すべての記録へのアクセスを認めることにより不都合が生じる場合も考えられます。したがって、裁判所の適正な裁量により閲覧を許容する範囲をコントロールすることは重要だと考えています。この点、韓国では、利害関係人ごとの包括的な許可ではなく、個別の閲覧請求につきその都度裁判所の許可を要するのかどうか、をお伺いするとともに、その許可基準等は日本でも運用にあたって参考にすべきと思います。

最後に、倒産手続は、多数の関係者の利害を調整しつつ進行する手続であり、破産管財人、管財人、再生債務者、監督委員らは大局的な見地から裁判所とのコミュニケーションを図りつつ手続を進行する必要があります。また、決議を前提としない債権者集会や、債権調査等の過程での破産管財人、再生債務者と債権者との多数のやりとりも行われています。これらのコミュニケーションについては、裁判記録外のコミュニケーション・ツールの構築と運用が必要であると考えられますが、この点についての韓国における現状をお伺いするとともに、日本でも現在民事訴訟で用いられているマイクロソフト・ティームズの活用等今後の方向性を検討していきたいと思います。

倒産手続のデジタル化については、日本もこれからスタート・ラインへ向かうところですので、今後とも活発な意見交換を行いたく、よろしくお願いします。